



# 要 望 書

岐阜県後期高齢者医療広域連合  
静岡県後期高齢者医療広域連合  
愛知県後期高齢者医療広域連合  
三重県後期高齢者医療広域連合

平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の準備事務を行うに当たり、東海4県の後期高齢者医療広域連合は、協議の結果、次のとおり要望します。

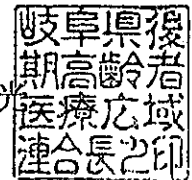
つきましては、これらの要望事項について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成19年6月4日

厚生労働省保険局長 水田邦雄 様

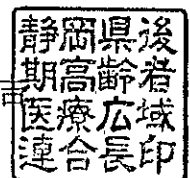
岐阜県後期高齢者医療広域連合長

細江茂光



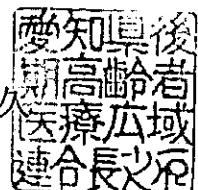
静岡県後期高齢者医療広域連合長

小嶋善吉



愛知県後期高齢者医療広域連合長

松原武久



三重県後期高齢者医療広域連合長

松田直久



平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の準備事務を行うに当たり、東海4県の後期高齢者医療広域連合は、協議の結果、次のとおり要望します。

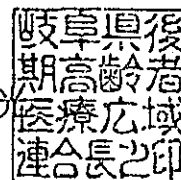
つきましては、これらの要望事項について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成19年6月4日

厚生労働省保険局総務課長 唐澤 剛 様

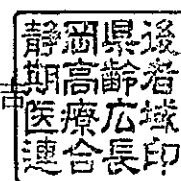
岐阜県後期高齢者医療広域連合長

細江茂光



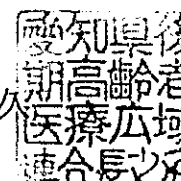
静岡県後期高齢者医療広域連合長

小嶋善吉



愛知県後期高齢者医療広域連合長

松原武久



三重県後期高齢者医療広域連合長

松田直久



平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の準備事務を行うに当たり、東海4県の後期高齢者医療広域連合は、協議の結果、次のとおり要望します。

つきましては、これらの要望事項について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

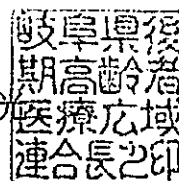
平成19年6月4日

厚生労働省保険局

高齢者医療制度準備室長 神田裕二 様

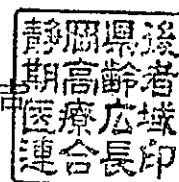
岐阜県後期高齢者医療広域連合長

細江茂光



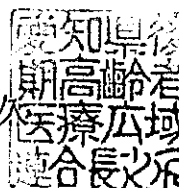
静岡県後期高齢者医療広域連合長

小嶋善吉



愛知県後期高齢者医療広域連合長

松原武久



三重県後期高齢者医療広域連合長

松田直久



平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の準備事務を行うに当たり、東海4県の後期高齢者医療広域連合は、協議の結果、次のとおり要望します。

つきましては、これらの要望事項について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

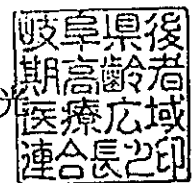
平成19年6月4日

厚生労働省保険局

総務課老人医療企画室長 山本麻里 様

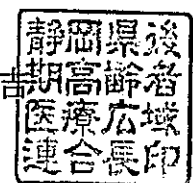
岐阜県後期高齢者医療広域連合長

細江茂光



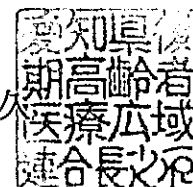
静岡県後期高齢者医療広域連合長

小嶋善吉



愛知県後期高齢者医療広域連合長

松原武久



三重県後期高齢者医療広域連合長

松田直久



## 1 制度施行前及び制度施行後における、他の保険者（政管健保・健保組合・共済組合・国保組合等）との事務連携に係る環境整備について

後期高齢者医療制度は個人の意思や事情による加入ではなく、原則として年齢のみを加入基準とする制度であるため、本制度の資格取得前の他の保険者との連携が特に重要となる。こうした連携を確保することが被保険者の負担の軽減に資するものと考えるので、年齢到達前の保険状況の他保険者に対する確認照会（把握が困難な、市町村国保以外の保険者からの資格異動や被扶養者の保険料軽減情報等）に対する迅速な回答など保険者間の柔軟な事務対応を可能とする環境整備を要望する。

また、本制度資格取得前の他の保険者における後期高齢者医療制度移行に係る該当被保険者等への制度周知について、国の的確な対応を要望する。

## 2 制度施行に係る具体的事項の早急な提示について

広域連合として具体的事項の検討が急がれる中、4月日途に公布予定とされていた高齢者医療制度施行に係る政省令等がいまだに公布されていない。

また、保健事業・財政安定化基金の拠出金など保険料算定に必要な要件を含めた試算の参考例については、「夏を目途」に提示するとされている。

各県の広域連合では、11月の広域連合議会において保険料率等を定める条例を制定する予定であるが、最も関心の高い保険料率の合意形成には相当の時間をかけて調整する必要があり、このままでは、時間的な余裕が乏しく、議会運営等に支障が出ることで予想されるため、政省令等制度施行に係る具体的事項の早期提示を要望する。

また、被保険者である75歳以上の後期高齢者や医療機関への制度周知は極めて重要であり、関係団体が連携して行う必要があるため、国の具体的な制度周知計画（広報計画）についても併せて早期提示を要望する。

### 3 後期高齢者医療制度における保健事業等のあり方について

後期高齢者医療制度が創設されたことにより、従来、老人保健法の中の主要な施策であった保健事業が、市町村の「実施義務」から広域連合の「努力義務」に変更された。

制度改正まで一定の効果があつた保健事業を引き続き行う場合の財源として現在考えられるのは、保険料と市町村の分賦金であり、高齢者医療施策の後退ととられかねない。

後期高齢者の健やかな生活を保障していく上で、国として保健事業の重要性を認め、努力義務を定めたものと思われるが、そうであるなら国民健康保険加入者から後期高齢者医療制度の被保険者になる者が多いことから、国民健康保険における74歳までの特定健康診査及び特定保健指導と同様に、広域連合に対して公費（国・都道府県）を導入することを要望する。

また、葬祭費については、制度改正により新たな「医療保険制度」への加入変更を強いることになり、これまで世代間で負担してきた制度の連続性がなくなり、保険料負担への不信感を生じさせ、国民皆保険制度への信頼を失うことにもなりかねないことから、その財源として後期高齢者支援金若しくは、国庫補助金を導入することを要望する。